

44201

大分県

大分市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
大分市企業立地促進条例	H16.6	製造業、製造業以外の産業(情報通信関連産業支援助成金の対象となる産業を除き、かつ、県、市等により造成された工業用地への立地に限る。)の本市への新設、増設、移設。 ○設備投資額 ・新設:10億円(中小企業は1億円)以上 ・増設・移設:10億円(中小企業は5,000万円)以上 ○新規雇用者 ・新設:20人(中小企業は5人)以上 ・増設・移設:10人(中小企業2人)以上	企業立地促進助成金 ○設備投資支援 設備投資額の6%以内の額(限度額5億円) ○雇用促進支援 新規雇用者数×50万円以内(限度額1億円) ○上記合計限度額5億円(単年度2億円を上限とする分割方式)
	H27.12	①ソフトウェア業、②インターネット附随サービス業、③情報処理・提供サービス業、④デザイン業、⑤機設計業、⑥コールセンター業の本市への新設、増設、移設。 ・①～⑤については正規雇用従業員の5名以上の増加 ・⑥については従業員数の30名以上の増加(正規、非正規、パートの合算で可)	情報通信関連産業支援助成金 ○設備投資支援 設備投資額の5%以内の額 ○雇用促進支援 ・正規雇用従業員の数×50万円(3年目の採用まで対象) ・非正規雇用従業員及びパート従業員の数×3万円(3年間) ○業務運営支援 ・オフィス賃料等×1/3(1年間) ・通信回線使用料(従量分)×1/2(3年間) ・ASPサービス等の使用料×5%(3年間) ・ファイナンスリース等による物件取得費用×5% ○上限額:2億8千万円(単年度2億円を上限とする分割方式)
	H28.8	事業所(地域再生法施行規則(平成17年内閣府令第53号)第8条第1号及び第2号に規定する施設に限る。以下この条において同	本社機能移転促進助成金 ○設備投資支援 設備投資額の10%以内の額(限度額3

		<p>じ。)の新設等をする者であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規雇用従業員の 10 名以上の増加(中小企業は3名) 	<p>億円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○雇用促進支援 <ul style="list-style-type: none"> ・正規雇用従業員の数×60 万円(3年目の採用まで対象、本市への転入従業員については 50 万円) ・非正規雇用従業員及びパート従業員の数×20 万円(3年間、本市への転入従業員については 10 万円) ○業務運営支援 <ul style="list-style-type: none"> ・オフィス賃料等×1/2(2年間) ○上記合計限度額 3億円(単年度2億円を上限とする分割方式)
--	--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
別府市オフィス系 企業誘致促進補助 金交付要綱	H29.3	<p>①情報関連産業（ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット付随サービス業、デザイン業若しくは機械設計業又はこれらのいずれかの事業と認められる部門を有する事業）</p> <p>②BPO、コールセンター事業</p> <p>③本社機能移転事業に伴う事業（地域再生法第5条第4項第5号に規定する特定業務施設で地域再生法施行規則第8条第1項に掲げる業務施設）</p> <p>・①については新規地元雇用者3人以上の増加</p> <p>・②については新規地元雇用者10人以上の増加</p> <p>・③については新規地元雇用者5人以上の増加</p>	<p>①情報関連産業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正規雇用者数×30万円（3年間） ・非正規雇用者数×10万円（3年間） ・オフィス賃借料×1/3（3年間） ・設備投資額×10% ・市内宿泊者×5,000円（3年間） ・講師旅費費用弁済（3年間） <p>②BPO、コールセンター事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正規雇用者数×20万円（3年間） ・非正規雇用者数×5万円（3年間） ・オフィス賃借料×1/3（3年間） ・設備投資額×10% ・業務システム使用料×10%（3年間） ・通信回線使用料×1/3（3年間） <p>③本社機能移転事業に伴う事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正規雇用者数×30万円（2年間） ・転勤者数×10万円（2年間） ・非正規雇用者数×10万円（2年間） ・オフィス賃借料×1/4（2年間） ・設備投資額×10% ・市内宿泊者×5,000円（3年間） ・講師旅費費用弁済（3年間）

44203

大分県

中津市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
(中津市内、旧三光村、旧本耶馬溪町、旧耶馬溪町、旧山国町) 新增設	2,700	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
中津市企業立地促進条例	H28.4	製造業等 【新設】 ①設備投資額:3,000万円以上 ②雇用従業者:3人以上 【増設】 ①設備投資額:3,000万円以上 ②新規雇用従業者:1人以上 情報通信関連・オフィス事務業 【新設】 ①設備投資額:無し ②雇用従業者:10人以上(短時間労働者可) 【増設】 ①設備投資額:無し ②雇用従業者:5人以上(短時間労働者可)	補助金 製造業等 ○固定資産税相当額(3年間) ※限度額なし ○設備投資額(建物等)の10/100 ※限度額3,000万円 ○用地取得費の30/100 ※限度額5,000万円 ○新規雇用従業者×20万円 ※限度額2,000万円 ○土地及び建物賃借料の30/100 ※限度額300万円/年度を3年間 情報関連・オフィス事務業 ○新規雇用従業者(短時間労働者可)×20万円 ※限度額2,000万円 ○土地及び建物賃借料の1/2 ※限度額300万円/年度を3年間

44204

大分県

日田市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新設	5,000	不均一課税	固定資産税の 50/100	新設 5年間 増設等 3年間
増設等	2,500			

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
企業立地促進条例	H17.4 改正年月 H30.3	製造業、電気・ガス・熱供給業、道路貨物運送業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業及びそれらに関連する学術研究機関等 ○投資額 5,000 万円以上 (増設等は 2,500 万円以上) ※ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業は除く ○新規雇用者数 5人以上 ○公害防止協定の実施 (増設等は公害防止措置の実施)	助成金 ○土地に係る設備投資額×20/100(限度額 5,000 万円) ※ウッドコンビナートに分譲により立地する場合は 20/100(限度額 5,000 万円) ○家屋及び償却資産に係る設備投資額×3/100(限度額 5,000 万円) ※ウッドコンビナートに分譲により立地する場合は 5/100(限度額 5,000 万円) ○土地及び建物等の賃借料×1/2 (限度額 500 万円/年、3年間) ○通信回線等使用料×1/3(限度額 100 万円/年、3年間) 奨励金 ○新規雇用者×20 万円 (限度額 2,000 万円)
日田市高度総合木材加工団地の貸付けに関する条例	H25.11	○対象用地 ウッドコンビナート ○事業の用に供する建物を建築 ※居住の用の建物は建築できない ○法人及び事業を行う個人 ○業種 木材関連企業、製造業、電気・ガス・熱供給業、道路貨物運送業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業及びそれらに関連する学術研究機構等 ○貸付から2年以内の操業開始	貸付制度 ○貸付期間 10 年以上 30 年未満 ○年額貸付料 固定資産評価額×3% ○保証金 年額貸付料 ○契約 公正証書による事業用定期借権設定契約

		○公害防止協定又は公害防止に要する適切な 処置 ○公租公課の完納	
--	--	----------------------------------------	--

44205

大分県

佐伯市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間	
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)				
新增設	2,700	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
企業立地促進条例	H24.4	製造業、電気・ガス・熱供給業、情報サービス業、インターネット付随サービス業、道路貨物運送業、倉庫業、開発研究機関ほか ○設備投資額(用地取得費除く) 2,500万円以上 ○雇用者(市内在住)の増 ○公害防止措置の実施 ○用地取得面積 3,000 m ² 以上で取得後1年以内に工場建設着手(用地取得費助成のみの条件)	○固定資産税課税相当額の25%~100%(3年間) ○都市計画税課税相当額(3年間) 以下、雇用増5人以上の場合 ○投資額×5% 限度額:1,000万円(5人~) 3,000万円(20人~) ○新規雇用者×20万円 限度額:2,000万円 ○用地取得費×50% 限度額:1,000万円(5人~) 5,000万円(20人~) ※開発研究機関については上乗せ助成あり
情報通信関係企業立地促進補助金	H19.4	○新規雇用者 20人以上	補助金 ○年間回線使用料×1/2(3年間) 1年間の補助 限度額 1,000万円 ○年間借室料×1/2(3年間) 1年間の補助 限度額 1,000万円

44206

大分県

臼杵市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間	
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)				
新增設	2,700	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
企業立地促進条例	H19.3 H22.2 H25.6 H27.3 H30.3	製造業、運輸業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、旅館・ホテル業、結婚式業、電気・ガス・熱供給業、その他市長が別に定める事業を営む法人、個人、又は事業協同組合若しくは協業組合 ○投資額 設備投資額と用地取得費の合計が5,000万円(増設は2,700万円)超 ○新規雇用者 3人以上(増設は1名以上) ※投資額及び新規雇用の要件をともに満たし、市の認定を受けること	○設備投資額の10%(限度額2,000万円) ○用地取得費の50%(限度額1,000万円) ○新規雇用者1人につき30万円(限度額1,000万円) ○新規転入者1世帯につき30万円(限度額1,000万円) ○事業所家賃に対する助成 事業所家賃の30%(3年間、300万円/1年間) ○社宅整備に対する助成 整備費の10%(限度額1,000万円)

44207

大分県

津久見市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間	
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)				
新增設	2,700	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
企業立地促進条例	H30.6	(設備投資助成金) ○設備投資額と用地取得費の合計が2,700万円以上(個人事業主の場合は500万円以上) ○新規雇用者(1年以上の継続雇用)が3人以上(個人事業主の場合は1人以上)	○設備投資額×5%×3年間(限度額 300万円/年) ※用地取得費は対象としない ※津久見市企業立地促進条例全体における1事業所あたりの限度額は 500 万円/年(3年間の限度額は 1,500 万円、以下の助成金についても同様)
		(雇用促進助成金) ○事業所立地に伴う平成 30 年4月1日以降の新規雇用(市内在住かつ1年以上の継続雇用) ※従前(操業開始前6月時点)の従業者数からの増加分であること(同一事業所内での配置換え、関連会社からの雇用、代表権を持つ会社役員及び短時間労働者を除く)	○新規雇用者数×30 万円×3年間(限度額 300 万円/年)
		(社宅整備助成金) ○社宅整備費+用地取得費が 5,000 万円以上、4世帯以上が入居可能な社宅の新設・増設 ○社宅全戸数の2分の1以上に社宅入居者(市内従業者)又は転入社宅入居者(市外から転入した従業者)が入居していること。	○社宅整備費×5%×3年間(上限 300 万円/年) ※用地取得費は対象としない ※転入社宅入居者数が社宅全戸数の5分の1未満の場合は、上記で算出された助成金に2分の1を乗じて得た額とする

44208

大分県

竹田市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
—	—	不均一課税 初年度 0.14/100 第2年度 0.46/100 第3年度 0.93/100	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
企業の育成及び誘致促進に関する条例	H27.6 制定 H32.3.31 効力失効	<p>製造業、情報通信業、医療業、学校教育、学術・開発研究機関又は学術・文化団体の事業の用に直接供する施設</p> <p>○事業所等用地を新たに取得し、かつ現に当該事務所等用地に事業所等の新設、増設又は移転をし、操業を開始していること。</p> <p>○取得面積 情報通信業は100㎡以上、それ以外は500㎡以上</p> <p>○新規雇用者が新設・増設・移転で5人以上</p> <p>○用地取得から3年以内に操業開始</p> <p>○投資額 2,500万円以上</p> <p>○公害防止条例の遵守</p>	<p>補助金</p> <p>○用地取得費に対する助成</p> <p>・造成済用地 用地取得費の3/10</p> <p>・未造成用地 用地取得費の5/10</p> <p>限度額は雇用者数に応じて最大5,000万円</p> <p>○投資額に対する助成</p> <p>・投資額×5%</p> <p>限度額 最大1,000万円</p> <p>○新規雇用者に対する助成</p> <p>・新規雇用者数×10万円</p> <p>限度額 なし</p>

44209

大分県

豊後高田市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間	
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)				
新增設	2,700	—	課税免除	固定資産税	3年間
新增設	・500(資本金1千万円以下) ・1,000(資本金1千万円超5千万円以下) ・2,000(資本金5千万円超)	—	不均一課税	固定資産税	3年間 (1年目 0.14 2年目 0.35% 3年目 0.7%)

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
新規立地雇用促進奨励金	H25.9 H28.9 改正	○対象業種 製造業、情報サービス業、インターネット付随サービス業、デザイン業、機械設計業、自然科学研究所、商品検査業及びコールセンター業 ○市内に新規立地すること ○操業から1年以内に新規地元雇用者を5人以上雇用すること	○雇用奨励金 ・新規地元雇用者1人につき30万円 ・上限額:1事業主につき450万円まで
企業立地促進条例	H28.9	○対象業種 製造業、情報サービス業、インターネット付随サービス業、道路貨物運送業、学術・開発研究機関、旅館・ホテル業、コールセンター業 ○新設の場合 ・投資額:5,000万円以上 (設備投資額と用地取得費の合計) ・新規雇用従事者:3人以上 ・環境:環境保全に対し適切な措置を講じること ○増設の場合 ・投資額:2,700万円以上 (設備投資額と用地取得費の合計) ・新規雇用従事者:1人以上 ・環境:新設と同じ	○設備投資奨励金 ・設備投資額の10%以内 ・上限額:3,000万円 ○用地取得奨励金 ・用地取得費の50%以内 ・上限額:3,000万円 ○雇用促進奨励金 ・1人につき30万円以内 ・上限額:3,000万円(※3年間) ○緑地・環境施設整備奨励金 ・緑地・環境施設整備額の50%以内 ・上限額:1,000万円 ○事業所家賃奨励金 ・工場等の賃借料の50%以内

		○上記要件に該当し、市の指定を受けること	・上限額:1年につき300万円(※3年間)
--	--	----------------------	-----------------------

44210

大分県

杵築市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員 (人以上)			
新設 5,000	新設 10	課税免除	免除	新設 5年間
増設等 2,700	増設等 5	不均一課税	固定資産税の 50/100	増設等 5年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
企業立地促進条例	H23.4	製造業、情報サービス業等 ○投資額 5,000 万円以上 (増設等は 2,700 万円以上) ○新規雇用者数 10 人以上 (増設等は1人以上) ○公害防止措置の実施	補助金 ○用地費×50/100 (限度額 3,000 万円、ただし市有地の場 合 5,000 万円) ○新規雇用者×20 万円 (限度額 2,000 万円) ○事務所家賃 30% (限度額 300 万円、ただし3年間に限 る)
コールセンター企業 立地促進補助金	H23.4	コールセンター事業者 ○新規雇用者数 10 人以上 (増設等は5人以上)	補助金 ○新規雇用者×30 万円 2,100 万円が 限度 ○3年間の家賃補助 ・賃借料の 1/2 但し、土地・建物が杵 築市・杵築市土地開発公社の場合は 全額補助

		限度額 300 万円／年(3年間)
--	--	-------------------

44212

大分県

豊後大野市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間	
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)				
新增設	2,700	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
企業立地促進条例	H20.4	製造業、電気・ガス・熱供給業、情報サービス業・道路貨物運送業及びこれらに関連する教育支援施設、学術・研究機関 ○投資額 5,000 万円以上 (増設は 2,500 万円以上) ○新規雇用者数 5人以上 (増設は 1 人以上) ○公害防止協定の締結	○投資額×5% (限度額 2,000 万円) ○新規雇用者数×10 万円 (限度額 1,000 万円) ○用地取得費×5% (限度額 3,000 万円) ○固定資産税額の 50/100 (3年間、限度額なし)
情報関連企業誘致促進補助金交付要綱	H30.6	情報サービス業、インターネット附随サービス業 ○新規雇用者3人	○賃借料×1/2 (3年間、限度額 100 万円) ○通信回線使用料×1/2 (3年間、限度額 100 万円) ○改装費×1/2 (限度額 100 万円) ○常勤の従業員×10 万円 (限度額 100 万円)

44213

大分県

由布市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員 (人以上)			
(由布市内、旧挾間町、旧湯布院町) 新増設 5,000 〈企業立地推進法に基づく〉	—	課税免除	固定資産税	3年間
(由布市内、旧庄内町) 新増設 2,700	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
由布市企業立地 促進条例	H23.7	製造業等 ○設備投資額5千万円以上 (増設の場合は2千7百万円以上) ○新規雇用者 5人以上(増設は1人以上) ○公害防止協定の実施 ○申請日の属する年度の前3年間に公租公課の滞 納がないこと	補助金 ○固定資産税の 1/2 を交付(5ヶ 年、限度額なし) ○投資額の5% ○用地取得費の5% ○新規雇用者一人当たり 20 万円 (上限 1,000 万円)

44214

大分県

国東市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間	
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)				
新增設	2,700	—	課税免除	固定資産税	3年間
新設	5,000	新設 5	課税免除	固定資産税	3年間
増設	2,700	増設 1			

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
企業立地促進条例	H23.6	設備投資 新設 5,000 万円 増設 2,700 万円超 新規雇用 新設5人以上 増設1人以上	○雇用量×50 万円 (上限額 1,500 万円) ○事業所家賃×1/2(3年間) (上限額 100 万円/年)

44322

大分県

姫島村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設	1,900	不均一課税	固定資産税	3年間

44341

大分県

日出町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設(製造業、旅館業) 資本金 1,000 万円以下:500 万円以上 資本金 1,000 万円超~5,000 万円以下:1,000 万円以上 資本金 5,000 万円超:2,000 万円以上		不均一課税	固定資産税課税 初年度 1/10 2年度 1/4 3年度 1/2	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
企業立地促進条例	H19.12	製造業、情報通信業、運輸業、卸売業、非破壊 検査業、自然科学研究所 ○新設の場合: 固定資産の投資額 5,000 万円以上(製造業以 外は 2,000 万円以上)で新規雇用(町内居住 者)5人以上 ○増設の場合: 固定資産の投資額 2,000 万円以上で新規雇 用(町内居住者)3人以上	補助金 ①固定資産税の 1/2(3年間) ○限度額 なし ②用地取得費の 2/10 ○限度額 2,000 万円 ③建物等賃借料の 3/10(36 月) ○限度額 年度 200 万円、合計 600 万円

44461

大分県

九重町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設	2,700	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
企業立地促進助成 金交付要綱	H24.10	<ul style="list-style-type: none"> ○大分県基本計画に規定する業種 ○投資額 1 億円以上 (増設は 2,500 万円以上) ○新規雇用者数 5人以上 (増設は 1 人以上) ○土地取得後 1 年以内の着工 (増設は 2 年以内) 	<ul style="list-style-type: none"> ○固定資産税額相当 (3 年間、限度額なし) ○新規雇用者数×5 万円 (限度額 500 万円) ○用地取得費×10% (限度額 3,000 万円) ○ケーブルテレビ引込工事費・加入 金・使用料の免除 (1 回線、工事費・加入金は 1 回、 使用料は 3 年間)

44462

大分県

玖珠町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設	2,700	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
玖珠町企業立地促進条例	H28.4	<ol style="list-style-type: none"> 1. 製造業、電気・ガス・熱供給業、情報通信サービス業、運輸業、学術・開発研究機関、旅館・ホテル業、職業・教育支援施設いずれかの業種 2. 新規常用雇用者5人以上 3. 新規用地取得面積 1,000 m²以上(増設は設備設置面積 500 m²以上)※借地も可 4. 投資額 5,000 万円以上(増設は 2,700 万円以上) 5. 立地表明後1年以内に施設整備に着手すること 6. 公害防止措置の実施 	<p>補助金</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 固定資産税相当額(新設の場合は5年間、増設又は移転の場合は3年間) ※ただし、課税免除または不均一課税の措置を受ける場合には、その期間に限り助成しない。 2. 新規雇用者に対する助成金 町在住の新規雇用者×10 万円 ※期間 操業開始後3年目まで 限度額 500 万円 3. 投資額に対する助成金 投資額の 10/100 ※限度額 3,000 万円
玖珠工業団地企業立地促進助成金交付要綱	H30.6	<ol style="list-style-type: none"> 1. 製造業、電気・ガス・熱供給業、情報通信サービス業、運輸業、学術・開発研究機関、職業・教育支援施設いずれかの業種 2. 新規常用雇用者 10 人以上 3. 新規用地取得面積 10,000 m²以上(増設又は移転は 3,000 m²以上) 4. 投資額3億円以上 5. 立地表明後1年以内に施設整備に着手すること 6. 公害防止措置の実施 	<p>助成金</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 固定資産税相当額(5年間) ※ただし、課税免除または不均一課税の措置を受ける場合には、その期間に限り助成しない。 2. 新規雇用者に対する助成金 町在住の新規雇用者×10 万円 ※期間は操業開始後3年目まで 限度額 500 万円 3. 投資額に対する助成金 投資額の 10/100 ※限度額は取得用地面積に応じて次のとおり。 1 工区及び 2 工区の一括取得

			…1 億 5 千万円 5ha以上…5 千万円 5ha未満…3 千万円
--	--	--	------------------------------------------